

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と 労働審判実施を求める協議会運営指針（案）

（名称）

第1条 この会は、「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判導入を実現し、相模原市・座間市地域における裁判の質的向上を達成するために、同地域における民意の集約を行いながら、同支部の裁判制度の改善のための協議会の開催、裁判所への改善の申入れ活動を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の活動を行う。

- 1 管内司法問題について会員からの意見集約
- 2 管内司法問題について会員向け勉強会、協議会の実施
- 3 管内司法問題や諸活動について、市民向け情報発信（紙媒体、インターネット上等での発信含む）
- 4 管内司法問題に関する最高裁判所、東京高等裁判所、横浜地方裁判所、財務省等の関係諸機関への申入れ活動
- 5 その他目的達成に必要な活動

（会員）

第4条 本会の会員は、別紙会員名簿に記載されたものとする。

(役員)

第5条 本会には以下の役員を置き、会員に所属する構成員の中から、総会において選任する。

- (1) 会長 2名
- (2) 副会長 3名以内

2 前項のほか、総会において、会員に所属する構成員の中から、以下の役員を選任することができる。

幹事 若干名

(役員任期)

第6条 役員任期は、就任から2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、会長の職務を代理する。

3 幹事は、会長を補佐し、第3条に定める本会の業務を遂行する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 本会は、毎年4月1日から翌年の3月31日を1活動年度とし、1活動年度に一度、総会を開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

3 役員会は、必要に応じて開催する。

4 会議は会長が招集し、会長が議長及び副議長となる。

5 会議は、書面、電磁的方法、又は通信会議システムによる開催とすることが

できる。

6 会員は、総会に代理人を出席させることができる。

(総会)

第9条 総会は、以下の事項について決議又は報告を行う。

- (1) 会長、副会長、幹事の選任
- (2) 事業計画の承認
- (3) 事業報告の承認
- (4) 運営指針の制定又は改廃
- (5) 本会の解散
- (6) その他総会において必要と認められた事項

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

2 役員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業の執行に関する事項
- (2) 会員の加入、退会
- (3) その他会長が必要と認められた事項

(決議)

第11条 会議の決議は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長
の決するところによる。

(加入・退会)

第12条 役員会において承認された者は、会員として本会に加入することができる。
また、会員は、役員会の承認を得て本会を退会することができる。

(事務局)

第13条 本会の事務局を神奈川県弁護士会相模原支部内に置く。

附則 この運営指針は、令和5年7月4日から施行する。